

事業用建築物の再利用対象物保管場所設置基準細則

事業用建築物で延床面積が 3,000 m²以上、排出量 20 トン以上／年の建築物

1. 目的

事業用建築物の所有者等に係る指導要綱第 9 条に規定する再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置基準細則を定める。

2. 再利用対象物の十分な収納を確保するための面積基準は次のとおりとする。

- (1) 対象延床面積が 10, 000 平方メートル未満の場合 4 m²程度
- (2) 対象延床面積が 10, 000 平方メートル以上の場合
 $4 \text{ m}^2 + (\text{延床面積} - 10, 000 \text{ m}^2) \div 10, 000 \text{ m}^2 \times 3 \text{ m}^2$ 程度

3. 保管場所の設置基準

(1) 設置の基準

- ① 廃棄物保管場所又は他の用途と兼用でないこと。
- ② 運搬車が直接かつ安全に進出できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- ③ 引火性又は爆発性を有する保管場所等に近接しない場所に設置すること。
- ④ 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- ⑤ 再利用対象物の分別、収集及び運搬車への積み込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

(2) 構造、附帯設備の基準

- ① 換気、採光に十分配慮し、必要な設備を整えること。
- ② 耐久性を考慮した構造とすること。
- ③ 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- ④ 再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚、仕切板等により、再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- ⑤ 必要に応じて、搬入車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止装置を設置すること。

4. 保管場所の維持管理等

- (1) 事業者は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。
- (2) 事業者は、再利用対象物の分別、運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。

- (3) 事業者は、事業用建築物の利用形態の変更等により、保管場所が本細則で規定する基準に適合しないこととなったときは、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- (4) 事業者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

(附則)

この基準は、平成7年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年4月1日から施行する。